

第14回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年5月8日（月）午後2時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市農業センター講習室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員15名
- 4 出席委員 12名
 - 1番 石井清治
 - 2番 石渡正明
 - 3番 佐久間勝史
 - 4番 花澤一弘
 - 5番 繁田俊彦
 - 6番 山寄和雄
 - 7番 大野雅弘
 - 10番 中山雅夫
 - 13番 根本雅史
 - 14番 山口壹弘
 - 15番 注連野千佳代
 - 16番 増田勉
- 5 欠席委員 3名
 - 9番 大越久雄
 - 11番 田中幸一
 - 12番 渡邊美代子
- 6 出席事務局職員 3名
 - 大野事務局長
 - 石井副主幹
 - 鈴木主査

◎開 会

令和5年5月8日午後2時00分 開会

○事務局長（大野博之君） 皆様、お忙しい中、総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、会長からご挨拶をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 皆さん、こんにちは。本日からコロナの要件が緩和されたことになっておりますけれども、こういう会議の場では引き続きまだ今のところマスクの着用はお願いしているところです。ご協力よろしくお願います。

今日も案件ちょっと気になるようなところがあるのを事務局から、今日。事務局の、今日、議会が臨時でありまして、そのときに事務局に寄ったのですけれども、そのときに今日の案件で1件ちょっと判断が難しいようなものもあるということ聞いております。皆さんに後ほど説明、ちょっと詳しく、資料だけだと分かりにくいところがあるので、事務局から説明をさせていただきますので、その上でまた慎重審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、始めさせていただきます。よろしくお願ひします。

○事務局長（大野博之君） ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

総会の議事は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（注連野千佳代君） ただいまより第14回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、15名中12名出席ですので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。9番、大越委員、11番、田中委員、12番、渡邊委員となっております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（注連野千佳代君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

3番、佐久間勝史委員、4番、花澤一弘委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（注連野千佳代君） 日程第2、これより議案の審査を行います。農地法第3条の許可申請について。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1ないし3について、関連がありますので一括して事務局の説明を求めます。

大野君。

○事務局長（大野博之君） 事務局の大野でございます。よろしくお願いいたします。

議案第1号の整理番号1ないし整理番号3についてご説明いたします。

議案の1ページから4ページを御覧ください。申請内容は、市内在住の個人から市内在住の個人3名が売買により所有権を取得しようとするものでございます。

譲渡人におきましては、所有する農地を売却し、離農することから、同地区内の農業者3名、それぞれが自ら耕作するのに便利な土地を取得したいとのございます。

整理番号1は田2筆で、総会資料1ページのほうに位置図、2ページから8ページのほうに許可申請書、9ページに現地の写真を添付してございます。

続きまして、整理番号2でございますけれども、整理番号2につきましては田が13筆、総会資料につきましては10ページ、こちらに位置図、11ページから17ページに許可申請書、18から19ページに現地の写真を添付してございます。

整理番号3でございますけれども、田が3筆、総会資料20ページに位置図、21ページから27ページに許可申請書、28ページに現地の写真を添付してございます。

農地法第3条の許可基準についてでございますが、1といたしまして、全部効率利用要件につきましては、整理番号1と整理番号の3の譲受人におきましては、非耕作地はございません。

整理番号2の譲受人につきましては、不耕作地がありますが、田で周囲一帯が遊休農地化しており、用排水の確保が困難で耕作できないとのございます。

2といたしまして、所有する農機具等につきましては、3名ともトラクター、田植機、コンバイン、農用車、乾燥機等を保有してございます。

3の農作業常時従事日数につきましては、3名とも世帯で基準の150日以上従事していることから、要件を満たしてございます。

4といたしまして、地域との調和要件につきましては、整理番号1の譲受人につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのございます。

整理番号2及び整理番号3の譲受人につきましては、周囲は水稻作地帯であり、引き続き水稻を栽培することです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び

現地調査の報告を求めます。

14番、山口壹弘委員。

○14番（山口壹弘君） 14番、山口です。今説明でどこかがやっていなかったとかって聞こえた気がするの。最後から2番目のか、何か。

○16番（増田 勉君） 何か、そこの農地を耕していないということか。

○14番（山口壹弘君） ああ、そうか。

○事務局長（大野博之君） すみません、非耕作地というような言い方してしまいましたけれども。

○14番（山口壹弘君） 何番地。

○事務局（鈴木良宏君） はい、総会資料の16ページになります。

○14番（山口壹弘君） これは、譲受人のほうだね。

○事務局（鈴木良宏君） そうです。〇〇さんの分です。

○14番（山口壹弘君） これは、そこへ行っても、畑とも田んぼとも分からないところにある。上池ってあるでしょう、あのずっと後ろのほう、裏のほう行くと、あの辺なんかまるっきり今誰も作っていない状態だ、これはしようがない。これは外してもらわなければいけないという、前に農業委員会のと看言ったのだけれども、どうなっていたかな。ということで、本題に。

このお三方に関しては、皆さん、今、農業をやっている、それで、今譲り受ける土地も、ほかの人が耕していたやつをそのまま受け継いで、今年、もう田植なんかやっているところですから、別にいいとか悪いとかというものではありませんので、私としては大丈夫ですということで提案いたしますので、ご審議願います。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

初めに、議案第1号の1について採決します。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について採決いたします。

議案第1号の2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2についても許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3について採決いたします。

議案第1号の3について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3についても許可と決定いたします。

次に、議案第1号の4について、事務局の説明を求めます。

大野君。

○事務局（大野博之君） では、整理番号4についてご説明をさせていただきます。

議案の5ページを御覧ください。申請内容は、市内在住の個人が市内在住の個人から売買により所有権を取得しようとするものでございます。譲渡人は、相続により取得しましたが、自ら耕作できないことから、イノシシによる獣害により、所有する農地が耕作ができなくなった譲受人に売却するものでございます。

譲受人は、農地を取得し、今後も農業を続けたいとのことです。

総会資料29ページの位置図を御覧いただきたいと思っております。場所は、野里地先の農地4筆でございます。

30ページから36ページに許可申請書を添付してあります。

現地の写真につきましては、総会資料37ページに添付してあります。現地は耕作されていませんでしたが、草は刈ってありまして、管理されておりました。

農地法第3条の許可基準についてですが、1つ目、全部効率利用要件につきましては、非耕作地がありますが、イノシシによる獣害で耕作できないとのことです。

2といたしまして、農機具等については、トラクター、田植機、コンバイン、草刈り機、農用車等を所有してございます。

3の農作業常時従事日数につきましては、世帯で基準150日以上従事しているため、要件を満たしてございます。

4といたしましては、地域との調和要件につきましては、周囲は水稻作地帯でございまして、取得後もこれまでどおり水稻の栽培を行うとのことでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

7番、大野雅弘委員。

○7番（大野雅弘君） 7番、大野です。先月の27日に事務局の鈴木さんと現場のほう見に行きました。現場のほうは、今度土地改良が入るところで、地元の人も買ってこないような場所になっています。去年も山田さんと永吉でしたっけ、何かそこを買うということで現場見に行っていますけれども、そこがキャンセルになったらしくて、その後も太陽光発電とかって話も聞きました。それは、事務局のほうで説明したみたいなのですけれども。それで、今回、林の方が買うという話になっていますけれども。私としては、ちょっと年齢的に気になるところがあります。ただ、自分もそうなのですけれども、年を取っても作れば、自分で1年間食べる米は作付したいなという感覚はあります。この方、買う人が82歳でちょっとあれかなとは思うのですけれども、気持ちは酌んであげられればなとも思います。

あと、林から野里だとちょっと距離があるということは鈴木さんのほうにも見に行ったときに言われたのですけれども、それも何とかトラクターだったら走らせて来られない距離でもないので大丈夫かなとは思っています。

ご審議のほうよろしく申し上げます。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の4について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の4については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の5及び6については関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

大野君。

○事務局長（大野博之君） それでは、議案第1号の5及び6につきましてご説明させていただきます。

議案の6ページを御覧ください。申請内容は、市外在住の共有分及び個人分の農地について、市内在住の個人が売買により所有権を取得しようとするものでございます。

申請理由でございますけれども、譲渡人は通作が容易でないことから売却したい、譲受人につきましては耕作上便利であることから購入したいとのことでございます。

整理番号5は田2筆で、総会資料38ページに位置図、39ページから45ページに許可申請書、46ページ及び47ページに現地の写真を添付してございます。

次に、整理番号6は田1筆で、総会資料48ページに位置図、49ページから55ページに許可申請書、56ページに現地の写真を添付してございます。

農地法第3条の許可基準についてですが、1つ目といたしまして、全部効率利用要件につきましては、譲受人におきましては非耕作地はございません。

2といたしまして、所有する農機具等につきましては、トラクター、田植機、農用車を所有しておりまして、田植え、水管理、草刈り作業等を行っており、刈り取り、乾燥等は委託しているとのことでございます。

3といたしまして、農作業常時従事日数につきましては、世帯で基準の150日以上従事していることから、要件を満たしてございます。

4といたしまして、地域との調和要件につきましては、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等については、地域の防除基準に従うとのことでございました。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

10番、中山雅夫委員。

○10番（中山雅夫君） 10番の中山でございます。4月の27日9時頃、事務局の鈴木さんと現地確認に行っていました。現地なのですけれども、横田駅から県道長浦上総線を進みまして成竹地区の過ぎたところに、右に入って50メートルぐらい行ったところに現地がありました。その現地、水田になっていたと思いましたが。そこにもう代をかいてあり、田植ができる状態になっており、きれいになっておりました。それで、すぐ前が申請地の〇〇〇〇〇の工場が建っておりました。特に問題はございませんでしたので、審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

○16番（増田 勉君） よろしいでしょうか。

○議長（注連野千佳代君） 増田委員。

○16番（増田 勉君） 譲受人さんのほうが大竹でちょっと距離は離れているのかなというぐらいだと思うのですけれども、これだけ田んぼをやっているのですけれども、稲刈り機とか無くて軽トラしかないということで、そういった機材はどうやってここは確保しているのでしょうか。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。コンバイン、乾燥機、もみすり機は所有しておりませんが、〇〇〇番地の〇〇〇〇さんに委託しており、田植、水管理と草刈り作業を行っているということでございます。

○16番（増田 勉君） 実際やる方は別で、委託するというようなイメージですか。

○事務局（鈴木良宏君） その作業を委託するという感じです。

○16番（増田 勉君） はい、ありがとうございます。

○議長（注連野千佳代君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。初めに、議案第1号の5について採決をいたします。

議案第1号の5について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の5について許可と決定いたします。

次に、議案第1号の6について採決をいたします。

議案第1号の6について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第1号の6についても許可と決定いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○議長（注連野千佳代君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

では、次に、議案第1号の7について、事務局の説明を求めます。

大野君。

○事務局長（大野博之君） では、整理番号の7についてご説明させていただきます。

議案の6ページを御覧ください。申請内容は、市内在住の個人が市内在住の個人から売買により所有権を取得しようとするものでございます。譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、自ら耕作できないとのことです。譲受人は、自作地に近く、耕作上、便利であることから購入したいとのことです。

総会資料57ページに位置図、58ページから64ページに許可申請書、65ページに現地の写真を添付してございます。現地は、申請地を含め、畦畔を取り払い、所有者が異なる4筆の田を併せて耕作されておりました。全体面積は、3,854平方メートルでございます。耕作者は、同地区内の農家ですが、農地法、農業経営基盤強化促進法等による許可等受けておりませんが、借り受けて耕作をしてございます。

農地法第3条の許可基準についてでございますけれども、1つ目といたしまして、全部効率利用要件につきましては、非耕作地がありますが、狭小地であり耕作しにくく、また草刈り等を行い管理しているとのことです。

2といたしまして、所有する農機具等につきましては、トラクター、耕耘機、農用車両を所有しておりますが、田植、稲刈りに関する作業は委託しているとのことです。

3といたしまして、農作業常時従事日数につきましては、世帯で基準の150日以上従事していることから要件を満たしてございます。

4といたしまして、地域との調和要件につきましては、現地は畦畔のない状態であることから、境界を定め、譲受人が耕作する農地を特定する等の作業が必要となります。

また、事務局によりまして、現耕作者に対しまして、今後も申請地を含めた農地4筆の利用について尋ねたところ、継続して利用したいとの意向でございました。

本件申請については、農地法による手続がなされた貸借ではございませんが、申請者に農地を売却することによりまして、現在の耕作者及び申請者を除く、他の貸付者の農地の利用に著しい影響を及ぼす可能性があると思われまます。

追加資料といたしましては、代理人を通じまして、今回の申請の経緯書が提出されております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

10番、中山雅夫委員。

○10番（中山雅夫君） 10番の中山でございます。4月の21日9時20分頃、事務局の鈴木さんと現地確認を行いました。現地なのですけれども、上宿の営農組合がありますところを三番線沿いを行ったところ、道際にあつて、稲を植えてありました。それで、今、事務局から説明がありましたとおりです。

以上で説明が終わりましたので、審議をよろしくお願いします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

○13番（根本雅史君） では、意見等言いたいと思いますので。

○議長（注連野千佳代君） はい。

○13番（根本雅史君） 13番、根本です。本件の申請につきましては、譲受人が自ら耕作をする予定がないようですので、これはちょっと不適切だと思います。

以上です。

○議長（注連野千佳代君） ほかに討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の7について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成の方はおりません。

よって、議案第1号の7については不許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

大野君。

○事務局長（大野博之君） 議案第2号の整理番号1についてご説明いたします。

議案7ページを御覧ください。本件は、市外の法人が市内在住の個人の所有する農地

1筆を賃貸借により利用権設定し、太陽光発電施設用地として整備しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。

総会資料66ページの位置図を御覧ください。申請地は、JR袖ヶ浦駅の北側、約800メートル、南袖の工場地帯の南側、約200メートルに位置しまして、市街化区域に近接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断されます。

総会資料68ページの土地利用計画図を御覧ください。土地の利用計画につきましては、対象農地に太陽光発電パネル210枚を設置し、用地外周におきましてはフェンスを設置して事故防止に努める計画となっており、排水計画につきましては、汚水、雑排水の発生はなく、雨水は場内で自然浸透する計画となっております。

申請地は、ほぼフラットな状態にありますけれども、土地の高さを接合する道路高に合わせるために、袖ヶ浦市川原井地先から採取しました山砂により約40センチほど盛土する計画でございます。令和5年4月3日付で市廃棄物対策課に対しまして、小規模埋立て事業許可申請書の提出がなされてございます。

所要資金につきましては、自己資金により賄う計画となっております。

総会資料69ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

1番、石井清治委員。

○1番（石井清治君） 1番、石井です。4月の27日、午後1時30分頃ですけれども、事務局の石井さんと現地確認をいたしました。現地は、袖ヶ浦駅の北東800メートルぐらいのところでありまして、現地は草刈りがされておりました、きれいになっておりました。周辺の農地の支障はないものと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

○13番（根本雅史君） では、13番、根本です。

○議長（注連野千佳代君） 根本委員。

○13番（根本雅史君） 67ページの許可申請書の5番の資金調達についての計画で、土地代金が9万円になっていますが、これは賃料のことだというふうに考えていいですね。

○事務局（石井和樹君） はい。

○13番（根本雅史君） はい、了解です。

年額ですか。

○議長（注連野千佳代君） 事務局。

○事務局（石井和樹君） 事務局、石井です。年額でございます。

○13番（根本雅史君） はい、分かりました。

○議長（注連野千佳代君） 16番、増田委員。

○16番（増田 勉君） 16番、増田です。今このソーラーについては、将来についての不安が結構、燃え移るとかいろいろなところでやっているのですが、この賃借する事業が倒産して、そのまま放置された場合に大変な社会問題になると思うのですが、パネル、ここ200枚ぐらい使うのかな、1枚について1万円から2万円ぐらい最後に撤去費用がかかるということなのですが、この辺は市のほうの方向性として、その辺はしっかり補完というか、将来を担保するような何かルール決めみたいなのとか、しっかりこれはやっているのかどうかを聞きたいのが1点と、これはすごく住宅街の真ん中に何か造るような、地図で見ると、周り住宅ばかりなのですが、光の問題が、特に夏場みたいに太陽が高いところにあった場合には、どちらかのある方向にどこかの家の窓というか、どこかにすごく温かいというより、熱い光が、そんな問題等についてはきちっと審査されているのでしょうか。この2点、お願いします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、いかがでしょうか。

○事務局（石井和樹君） 事務局、石井です。まず、将来的な部分というところですけども、総会資料につけてありませんけれども、実際の転用の資料の中には太陽光発電事業計画添付資料というものがございまして、20年先のプロジェクトということで、資金繰りなんかのほうで提出資料としてされております。その中で特に問題がないかなということで事務局としては判断しております。

なお、この譲受人に対しましては、既に袖ヶ浦市内で2地区太陽光事業を行ってございまして、既にちゃんと完了報告も出しておりますので、そういった部分については信用性があるのかなというふうに考えております。

あとは、市の環境管理課のほうで太陽光のガイドラインというのがございまして、それに沿って事業の事前協議という形で行っておりますので、そういった部分につきましてもご報告させていただきます。

それから、先ほどの日照の関係ということでしょうか、こちらにつきましては……

○13番（根本雅史君） 日照ではなくて、反射でしょう。

○事務局（石井和樹君） 反射ですね。一応事業計画書の中では、特にそこまでは書かれてはいないのですが、先ほど申し上げましたとおり、既に実績がある業者というところがございますので、その辺は配慮されているのかなというふうに考えております。

- 16番（増田 勉君） はい、分かりました。
- 議長（注連野千佳代君） ほかに質疑はございませんか。
大野委員。
- 7番（大野雅弘君） 7番、大野です。土地代金が9万円って、太陽光発電の土地の所有者って、料金ってそのくらいなのですか。ちょっと私はそういう感覚がないのでちょっと教えていただければと思います。
- 議長（注連野千佳代君） 事務局、いかがでしょうか。
お願いします。
- 事務局（石井和樹君） 土地代金につきまして、賃貸借の契約の賃料ですけれども、これはあくまで申請者側と業者とのやり取りでございますので、私どもでこうだということとはなかなか難しいところなのですけれども、今回、確かに私たちのほうで、実際土地の契約書を見させていただいているのですけれども、そこで年額についてこの金額という形になっておりまして、今回はこういう形で契約されているということですので。相場というのはなかなか難しいかと思っておりますけれども。
- 7番（大野雅弘君） 固定資産税も変わってきますよね。
- 事務局（石井和樹君） 事務局、石井です。はい、固定資産税のほうも、もちろん太陽光パネルが敷かれれば変わってきますので。
- 7番（大野雅弘君） それでこの金額なのですね。
- 事務局（石井和樹君） はい。
- 議長（注連野千佳代君） もう今回はこの金額になっているということですよ。
- 7番（大野雅弘君） 場所が、袖ヶ浦市奈良輪地区という、地代も、土地のあれも結構高い。
- 13番（根本雅史君） だって、道が狭いですよ。
- 7番（大野雅弘君） いや、それにしてもちょっとあれかなと。
- 13番（根本雅史君） 安いのは安い。
- 7番（大野雅弘君） 現地見に行っていないから、どういう状態というのは把握していないのですけれども。今まで、そういう袖ヶ浦市内でどのくらいのあれというのは。今までの太陽光発電やったところが、どのくらいの金額だとか教えていただけないかな。
- 議長（注連野千佳代君） すぐに分かりますか。
- 事務局（石井和樹君） 申し訳ありませんが、手元に資料がないため、追って報告させていただきます。
- 議長（注連野千佳代君） よろしいでしょうか。
- 7番（大野雅弘君） はい。

○議長（注連野千佳代君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。
これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第2号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号については許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 令和5年度第2次農用地利用集積計画（案）の承認について

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第3号 令和5年度第2次農用地利用集積計画（案）
の承認についてを議題といたします。

議案第3号について、事務局の説明を求めます。

大野君。

○事務局長（大野博之君） それでは、議案第3号の令和5年度第2次農用地利用集積計
画（案）についてご説明いたします。

議案第3号は、別冊となっております。9ページを御覧ください。今回の申請は、
利用権設定が3件で、うち1件が農地中間管理事業によるものでございます。

利用権設定の詳細内容につきましては、1ページから8ページに記載のとおりとなっ
てございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けい
たします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。
これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、討論を終結いたします。
採決をいたします。

議案第3号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 袖ヶ浦市農業委員会処務規程の改正について

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第4号について、事務局の説明を求めます。
大野君。

○事務局長（大野博之君） 議案第4号 袖ヶ浦市農業委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定についてご説明いたします。

議案の8ページを御覧ください。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律により、農地法の一部が改正され、同法第4条及び第5条に規定する市街化区域内の農地転用届出の条文が繰上げになったことから、引用条文の整理を行うため訓令の一部を改正しようとするものでございます。

議案の9ページ及び総会資料70ページを御覧ください。改正内容につきましては、第11条第7号中「第4条第1項第8号」を「第4条第1項第7号」に、「第5条第1項第7号」を「第5条第1項第6号」に改めるものでございます。

附則につきましては、本訓令の施行日を公示の日からとし、改正後の袖ヶ浦市農業委員会処務規程の規定は、法律の施行日に合わせ令和5年4月1日から適用しようとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。
これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。
採決をいたします。

議案第4号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○議長（注連野千佳代君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

石井君。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条各号の規定に基づきまして、局長専決にて処理した案件につきましてご報告いたします。

議案の10ページから13ページを御覧ください。今回報告する案件につきましては、令和5年3月1日から3月31日までに専決処理した案件となります。

初めに、協議報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出書の提出は2件でございます。

次に、協議報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出書の提出は4件でございます。

最後に、協議報告第3号、農地法第18条第6項の規定による解約の通知は3件でございます。

報告は以上でございます。

◎その他

○議長（注連野千佳代君） 次に、日程第4、その他について、委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 事務局から何かありますか。ありませんか。

ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） ありません。

本日の日程は全て終了しました。

◎閉 会

○議長（注連野千佳代君） これをもちまして第14回農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3 時 4 5 分 閉会